

「道徳の時間」における読み物資料について —読み物重視にいたる経緯と資料内容についての検討—

油井原 均

1. 問題意識と先行研究の検討

本稿の問題意識は、現在の「道徳の時間」で読み物資料を利用した授業が主流となった歴史的経緯、および道徳授業における読み物資料の利用がもつ特徴と問題の検討に置かれている。そのため、本稿ではまず、義務教育段階の教育課程に設けられている「道徳の時間」の指導方法において、読み物資料の利用が主要な方法として重視された経緯の検討を行う。ついで、現在の「道徳の時間」で用いられている代表的な読み物資料をとりあげ、その内容検討を通して読み物資料を利用した指導方法の特徴と問題について述べる。

1958(昭33)年、「道徳の時間」特設時に示された実施要綱¹で、「読み物の利用」は、「話し合い」「説話」「劇化」などと並ぶ一方法として例示されていた。しかし、「適切な道徳の読み物資料の使用が望ましい」[教育課程審議会, 1963]とされ、以後主な指導方法あるいは主な資料・教材として重視されるようになり、現在にいたっている。「道徳の時間」の指導方法についての先行研究は、その大部分が、実際の指導場面での効果的利用、あるいは利用にあたっての留意点もしくは批判的考察である。指導方法自体の変遷²、さらには読み物資料が主要な指導方法となる経緯を検討しているものは、きわめて少ない。

数少ない先行研究のなかでは、当時の小中学校の道徳授業実践に指導者として密接にかかわっていた宮田丈夫によるものが注目される。宮田は、学校教育現場における道徳授業実践の変遷を、特設直後からの「生活指導主義」、61年以降の「生活主義(問題主義)」、63年以降の「価値主義」と整理区分している。そして、「価値主義」への転換時以降から「読み物資料の使用(端的に言って、道徳副読本の使用)」が本格化したと指摘している。さらに、63年7月の教育課程審議会答申「学校における道徳教育の充実方策について」が、「資料を理解」して「その中から道徳的価値をくみ出すということが、道徳授業の一切」となるような、「価値主義」的授業への転換の契機となったとも述べている。64年3月以降の文部省による読み物資料を中心とした指導資料刊行は、「価値主義的道徳教育論の時代においてはきわめて重大な問題」である「資料の精選」に資する意味で、学校教育現場への影響が大きかったとも記されている[宮田, 1975: pp.99-101]。

「道徳の時間」の読み物資料重視に関する先行研究は、宮田の見解をほぼ踏襲している。たとえば上蘭恒太郎は、初期の「道徳の時間」の指導資料などを評価の側面から検討し、個人の道徳性評価重視傾向と授業評価欠落傾向について重要な指摘を行っている。しかし、読み物資料が重視された経緯などについては、宮田の指摘を引用しつつその区分に従っている[上蘭, 2011: p.

73]。また柳沼良太は、読み物資料を中心とした道徳指導法の確立に際して、戦前からの国語科教育における垣内松三の「形象理論」が援用されたとの興味深い所論を展開している。しかし、「道徳の時間」における読み物資料重視にいたる契機を1963年教育課程審議会答申、および64年の読み物資料による指導資料刊行に求めており、やはり宮田の見解に従っている〔柳沼, 2012: pp.99-100〕。

宮田の見解は、宮田自身が述べるように、いわゆる教育現場への道徳授業形式の普及過程を考えた場合には妥当な側面があると考えられる。しかし、教育課程審議会の（「答申」ではなく）「諮問」の段階で、次のように読み物資料の重視が示されていること、さらに当時の審議会の行政内的性格³を勘案すると、「道徳の時間」の推進を担った文部省の関係者間では、審議会への諮問以前に読み物資料重視の方向が定まっていたと判断するのが妥当である。

…ねらいに合った精選された物語、伝記、文芸作品、その他の適切な教材を集録した児童生徒用の読物があって、これを活用すれば、指導も容易になり効果があがるのではないか、また、これによって家庭でも学校における道徳指導の内容がわかり、こどもの道徳指導について家庭の協力が得易くなるのではないか〔荒木, 1962: p.5〕

以下、本稿前半では、「道徳の時間」特設を担った関係者の中で読み物資料が重視されるに至った経緯と要因について、「道徳の時間」が特設された1958年前後から62年の教育課程審議会諮問前後にわたって検討を行う。主要な検討資料は、関係者などによる公表された指導資料や広報資料、教育雑誌の実践事例などである。

読み物資料の多くは、登場人物の行為への心情的共感を追求する構成をとっている。この手法は「心情主義」「心情追求型授業」などとされ、すでに多くの先行研究により批判が行われている（〔藤田, 1985〕〔堀江, 2000〕〔松下, 2002〕〔柳沼, 2012〕など）。また、授業のねらいとして単一の価値を設定し、読み物資料の読解を通してその感得を旨とする指導方法についても、徳目主義との関連でかなり以前から批判的研究が行われている（〔上田, 1960〕〔伊勢, 1992〕〔上蘭, 2011〕など）。本稿後半ではこれらの先行研究をふまえつつ、現在用いられる機会が多いと判断される資料を事例としてとりあげ、その内容検討を行うことで、読み物資料を用いた心情主義的道徳授業の特徴と問題を確認したい。

1958年以降の特設時間実施初期には、「道徳の時間」特設そのものをめぐって、いわゆる生活指導的立場に立つ側と特設時間を推進する側で激しい対立があったことが知られている。本稿では、特設時間の指導方法自体の検討を意図しているため、時間実施をめぐっての対立状況などについては直接の検討対象とは考えていない。ただし、生活指導的な道徳の授業、あるいは学級会活動と道徳の時間の関係を検討する際には、そのような対立が背景にあることをふまえて考察を行うよう務めたい。

2. 読み物資料利用重視の経緯の検討

(1) 特設時点での「読み物の利用」の扱い

まず、「道徳の時間」特設時に示された「道徳実施要綱」における指導例、指導方法をみてみよう⁴。

小学校の実施要綱において「指導案の例」として示された内容には、各学年2例、計12例の実践例が掲載された。これらのなかで、読物資料もしくはそれをういた指導方法を扱っているのは、4例にすぎない。扱われた読み物は、童話、児童の作文、杉田玄白とシュバイツァーの伝記である。また、「指導案の例」のなかには、学級文庫の利用マナーを扱う内容、身のまわりのいわゆる「しつけ」に分類できるような内容、休みの行動の仕方などを扱うものなど、いわゆる生活指導的内容と呼ばれるものが含まれていることが確認できる。中学校の実施要綱では指導例は示されず、東京都教育委員会の道徳教育計画案を掲載しているのみである。

「道徳実施要綱」では、指導方法については、以下のような分類が示された。

小学校：話し合い 教師の説話 読み物の利用 視聴覚教材の利用 劇化 実践活動

中学校：討議 問答 講話 読み物の利用 視聴覚教材の利用 劇化 実践活動

なお、「各種の指導方法は、これを単独に用いるべきものと考えてはならない」「時には一つの方法のみによって、効果的な指導が可能であることもあろうが、いくつかの方法を適宜併用し組み合わせることによって、指導の効果が高まることを忘れてはならない」とも記されている。さらに、いわゆる副読本類については「生徒用の読本の類を使用する場合は、年間にわたってこれをおもな資料とし、章を追って説明していくというようなやり方は望ましくない」[文部省、1958：p.39]と、その利用について消極的記載をしている。

以上から、特設時点では、読み物資料の利用は指導方法のひとつでしかないこと、読本など副読本類による授業への消極性がみられること、生活指導的内容も実践事例として位置づけられていたこと、などが確認できる。

(2) 特設以降の読み物資料の扱い

①文部省による各指導法の解説記事—『初等教育資料』所収記事から—

「道徳の時間」特設直後の『初等教育資料』では、「道徳教育指導法講座」と題して、実施要綱に示された6種類の方法を、研究者や実践者が解説する記事が掲載されている⁵。「読み物」は、他の指導方法に先立って、最初に取り上げられている。その記事内容は以下のようなものである。

道徳の時間に、実際に読物を読ませる場合は、めったにないであろう。読書は、ほかの時間に行えるものであるから、わずかしかない特設の時間をこれに当てるのは、もったいないように思う。しかし子どもに共通の本を持たせてある場合、あるいは子どもの書いた作文などをプリントして配布した場合など、いっせいにそれを読ませるということもあってよい。

だが国語科の指導や読書指導まがいのことで終わらないように注意したい [坂本, 1958 : p.25]

道徳教育に利用して効果のある読物を選択することは、たいへんにむずかしい (引用者略) そこで、学校なりすぐれた研究団体なりによって、道徳教育に利用される適当な読物のリストが選定されることを、わたくしは提唱したい。多くの教師は数多い児童図書に目を通して、いるいとまがないから、そのようなリストができていて、必要なときに、適当な図書を選択できれば、まことに便利である [坂本 : pp.29-30]

この記事での「読み物」は、書籍による物語のような、一定の長さのものを想定しているように思われる。一単位時間のなかで完結する読み物資料による指導方法は、主要な方法としては想定されていなかったと判断できる。引用した記事が掲載された『初等教育資料』には、図書館行政で大きな役割を担った深川恒喜による、読み物教材と道徳的な価値との関係を解説した記事も掲載されている [深川, 1958, pp.30-33]。初等教育段階では、特設直後から一定の長さをもつ物語などの有用性は意識されていたともみることができる。ただし、この記事はもちろん、連載されていく「話し合い」や「説話」などの記事を通覧しても、特定の指導方法を強調するような記述はみられない。

なお『中等教育資料』では、指導方法解説に類する記事等は管見の限りでは確認できない。

②学級会・ホームルーム活動と「道徳の時間」の区分の強調

先述した宮田によれば、「道徳の時間」特設後しばらくの間、教育現場では、その指導を学級会 (学級児童会) の延長的に実施したり生活指導的話し合いで実施する例が有力であった [宮田, 1975 : pp.91-92]。そのような実践では、「道徳の時間」は学級単位での話し合いの時間として展開されることになる。そのため、特設後早い時期から、道徳の時間と学級会・ホームルーム活動との区分は課題として指摘されることになった。

1959年4月の『中等教育資料』に掲載された研究報告では、話し合いなどでとりあげられる問題 (話し合いの題材) においては「道徳の時間」と学級会活動の区別がつけがたいこと、指導方法的には生徒の自発的自主的な活動が中心となる学級会活動と教師が主体性をもって計画的発展的に指導を行い「価値の内面化」⁶をねらう「道徳の時間」という区分が考えられること、などが述べられている [東京都足立区立第九中学校, 1959 : p.9]。

この実践記録前後の関連記事を確認すると、文部省の道徳教育関係者や指導者は、両者の区分をより明確化しようとする意図があったと判断できる。たとえば、学校教育を直接指導する立場でもある小学校と中学校の教科調査官である青木孝頼と飯田芳郎は、それぞれ以下のような記事を残している。

(引用者註記 : 実践活動そのものを行わせるような) 指導の根底には、道徳の時間と学級会の時間とを区別せず一体として取り扱う考え方があるとも想像されるのであるが、学級会活動が児童の自発的、自治的な実践活動をその生命とするものであることをじゅうぶん理解し、

計画的、意図的に道徳性を養うことをねらいとする道徳の時間との差異を明らかにする必要があろう〔青木, 1959 : p.36〕

道徳の内面化という問題、およびそれというところの生活化とはどういう関係にあるか、という点(引用者略)この点はさらに、その生活化が特にいちじるしい場合(引用者略)に、それと学級活動との違いはどうなるかという問題として取りあげなければならない〔飯田, 1959 : p.49〕

これらの記事に明らかなように、調査官たちは、学級会活動と「道徳の時間」の関係、とくにその明確な区分を課題として認識していた。1961年に青木が民間教育雑誌に寄稿した論文では、「(引用者註記：学級会の) 実際の指導場面で意図的な「道徳性の指導」が行われるかぎり、それは自発的活動とは言えない」〔青木, 1961, pp.4-5〕という、極端とも受けとめられる主張が行われている。当時の「道徳の時間」をめぐる状況下では、特設に対する反対論も激しく主張されていた。道徳の担当教科調査官の立場にある者には、他の授業時間と異なる独自性や時間特設の意義を強調する必然性があったように思われる。

なお、上記してきたような学級会・ホームルーム活動と「道徳の時間」の区分について、民間教育雑誌に寄稿された学校教員の意見をみると、以下の引用に典型的なように、その区分を強調することへの違和感を表しているものがあることを補足しておく。

実践の場、いわゆる実際活動の場面においては、なんといっても学級作りがその死命を制することはいうまでもない。したがって(引用者註記：学級活動と「道徳の時間」という)両者の関連とか差とかかをあまり神経質に考えることは、かえって二兎を追うものとなるおそれがある。要は、教師が、今ここでこの問題を取り上げることがより効果的だと考えたならば、計画にしばられずに、それが道徳の時間で扱うべきであろうが、学級活動の時間で扱うべきものであろうが、勇気をふるって大いに指導すべきであろう〔岡本, 1961 : p.57〕

③「読み物利用」重視の経緯と要因

また、この後も深く道徳授業指導に関与する⁷青木は、59年『初等教育資料』の記事内で、教育現場で用いられている指導方法の頻度について注目すべき指摘を行っている。

「話し合い」が常に用いられるのは当然として、「劇化」はまだ研究段階にある指導法ともいえる(引用者略)「実践活動」も限定された道徳の時間内では、それほどたびたび用いられるものではない。けっきょく、「教師の説話」「読み物の利用」「視聴覚教材の利用」という三つの方法が、適度に組み合わせられて(話し合いとの組み合わせはもちろん)用いられることが多いのであり、将来は別として、現在ではそのような利用のしかたが適している〔青木, 1959 : p.35〕

青木の指摘によれば、「実践活動」「劇化」という指導方法は、それぞれ別個の理由により、現

実の指導場面で積極的に用いることは困難であった。青木は同記事中で、「修身教育的な色彩を強くもつものであるかのように思い過すということもあるゆえか」「教師の説話を意識的に避けようとしている」傾向が教育現場に存在することにも言及している。さらに、ここで青木により多用されていると記された視聴覚教材も、当時の設備整備状況などを勘案すると、学級ごとに積極的に使用するには限界があったと考えられる⁸。つまり、上記記事で青木が指摘した三つの方法のうち、「読み物」の位置づけが相対的に、あるいは消去法的に重視されていたと考えられるのである。読み物重視の傾向が結果として読み物の読解を通して価値追求を目ざすという指導方法の開発へと結びついていったとも推測できよう。

そして、前述した学級会活動と「道徳の時間」については、改訂学習指導要領完全実施以後、「道徳の時間」は価値の追求を行う時間、学級会活動は自主的活動による問題解決の時間として、明確に区分することが指導資料などでも求められるようになる⁹。

⑥文部省関係者による「読み物」利用の重視

以下では補足的に、「道徳の時間」特設の中心となった人物たちの、読み物資料についての発言などを確認する。

道徳の時間特設にあたって文部教育行政の中心を担った内藤誉三郎は、「道徳の時間」特設直後より、「断片的でなく、計画的に、内面的に心情をつちかうような方向に進めるよう指導してほしいと思います。こどもの時代に読んで感銘を受けたことはいつまでも頭の中に残るものです」[内藤, 1959 : p.10]などと、たびたび道徳教育における読み物を推奨する発言をしていた。前述した、教育課程審議会への諮問を間近にした1962年4月には、「道徳の時間が、学校教育のある意味ではコアであり、中心であり、「道徳教育の教材集というようなものを（引用者略）少なくとも教師に持たせて、指導の徹底を期していきたい」[内藤, 1962 : pp.5-6]と述べている。後年の回想によると、内藤個人としては戦前期の修身科の道徳教育を理想とする思いが強くあった。また教科書の冊子の作成は早い時期から意図していた。さらに「道徳の時間」特設を中核とした道徳教育関連施策については、内藤を中心とした文部省がイニシアチブをもって推進したとの意識を強くもっていた [内藤, 1982]。

内藤と同じく、文部省関係者として道徳の読み物資料を推奨した人物に、倫理学・道徳教育研究者である勝部真長がいる。勝部は「道徳の時間」特設にあたっての理論的指導者として重要な役割をはたした。また教育課程審議会委員を務め、初等教育・中等教育双方の道徳指導方法研究や資料集作成などへの影響力が強い人物であった [行安・廣川, 2012]。勝部は、学校における道徳教育を「習慣化・内面化・社会化」の概念により構造的にとらえている。そして、道徳の時間は「内面化」の過程と規定したうえで、その指導方法として「読み物」（古典・伝記・文学作品・生活作文など）の利用を重視している [勝部, 1959 : p.96]。勝部はまた、中学校の生徒への調査を分析検討している雑誌記事で、生活指導的発想からくる道徳教育が「生徒の記憶に残らず肝銘が浅くなる」と指摘し、さらに視聴覚資料についても批判的にとりあげていることが注目される [勝部, 1961 : pp.20-21]。

「道徳の時間」特設にあたって教育行政と指導研究という立場から中心的役割を担った内藤と勝部は、それぞれ立場や理由は異なるものの、いずれも読み物資料の利用を中心的指導方法とし

て重視していた。読み物資料を重視する教育課程審議会の諮問答申は、以上のような考えをもつ人物たちのもとで進行していったのである。

ここまでの考察を以下にまとめておこう。

特設時点の道徳実施要綱などでは、一定程度の分量をもつ物語などの有用性は意識されていた。しかし、読み物の利用を他の指導方法に比してとくに有用とするような記述は確認できない。逆に、読み物資料を中心とするような副読本利用については、文部省は消極的な意向を示していた。特設後しばらくしてから、生活指導的な方法による学級会やホームルーム活動での道徳指導と「道徳の時間」の区分が課題となった。生活指導的立場との対立なども背景として、文部省関係者間では両者の区分を明確にしていく方向がとられていった。学級会・ホームルーム活動との区分が強調されるなかで、道徳の時間は、学級会・ホームルームでの生活指導的な方向ではなく、価値追求的な指導方向が推進されていくことになったのである。それとほぼ同時に、いわば消去法的に読み物の利用が主な指導方法として重視されたと考えられる。なお、「道徳の時間」特設の行政と指導研究それぞれの中心人物が、異なる理由からではあるが、読み物の利用を中心的方法としていく意向を有していたことも確認できる。

道徳の時間の指導方法、あるいは主な教材として読み物を重視する方向は、以上のような経緯と要因により、1962年の教育課程審議会諮問以前に定まっていたと考えられるのである。

4. 読み物資料の内容の検討

(1) 読み物資料の利用に関する先行研究

前述したように、読み物資料を用いる道徳授業、とくに、いわゆる「心情主義（心情追求的指導）」については、すでに多くの批判的な先行研究が蓄積されている。ここでは、藤田昌士と伊勢孝之の指摘を確認しておく。

藤田は、読み物資料には「あまりに作られた話」が多く「人間把握の真实性」「リアリティ」を欠くことが多いと指摘する。藤田によればその理由は、資料作成にあたって教訓的意図が先行すること、中心となる単一の価値感得を迫る授業形式からくる限定、一単位時間のなかで扱おうという量的制約などに求められる〔藤田、1985：pp.215-217〕。

伊勢は、主に青木が開発普及させた授業形態を「基本型」として、そのなかで使用される読み物資料について批判的検討を行っている。伊勢によれば、ねらいとする価値があらかじめ用意されている授業での読み物資料読解は、「資料を用いることの意味として、感情移入（共感）が重視」〔伊勢1992、p.281〕される。また、生徒の発言は教師の意図を先読みすることになりがちであり、教師の側も自身の意図に沿った意見の恣意的選択と特定方向への心情的誘導に陥りがちである。その結果、多様な意見の交換が困難になることもある。

これらの指摘をふまえつつ、近年中学校の道徳授業で多く用いられている¹⁰読み物資料の一例として、「二通の手紙」の内容を検討してみよう。

(2) 読み物資料「二通の手紙」の検討

読み物資料「二通の手紙」は、1997年に文部省から刊行された資料集に掲載された。後述するように、2014年刊行の『私たちの道徳 中学校』にも掲載されている。近年の中学校における道

徳授業で用いられる読み物資料の典型例としてみることができよう。資料「二通の手紙」の内容を以下にやや詳しくまとめておこう。

この資料は、市立動物園職員である佐々木が、同僚（後輩）の山田の言い争いから始まる。言い争いの内容は、入園終了時刻午後四時をわずかにすぎたところで来場した客を園内に入れるかどうかである。入園を認めない佐々木の対応に不満げな山田に対して、佐々木は、過去に入園係をしていた「元さん」についての回想を話していく。

元さんは、「定年までの数十年をこの動物園で働き、その働きぶりはだれもが感心する」ような人であった。また、「定年まぎわに奥さんを亡くしてしまって、子どもがいなかった」が、「それまでの勤勉さと真面目さをかわれて退職後も、引き続き臨時で働かないかという話」がもちあがったと記されている。「学校が春休みに入った頃」、3～4歳の弟をつれた小学校3年くらいの女の子が毎日来て園内をのぞいているのを元さんは見かけるようになる。ある日、女の子は、弟の誕生日なので2人を入場させてほしいと「今にも泣き出さんばかり」に元さんに懇願した。「何か事情があって、親と一緒に来られない」ことを察した元さんは、二人の入場を認め、「特別に中に入れて」あげることにする。「入園時間も過ぎている。しかも小学生以下の子供は、保護者同伴でなければならないという園の規則を元さんが知らないはずはない。けれども、何日も二人の様子を見ていた（略）元さんのその時の判断に俺も異存はなかった」と佐々木は回想している。

その後、その二人は園の閉門時に行方がわからなくなってしまい、職員全員で搜索する事態となる。一時間ほどした後、姉弟は雑木林わきの池で遊んでいるところを発見される。

数日後、元さんのもとに、姉弟の母親から手紙が届く。その手紙には、二人の父親が療養中であり母親には時間的余裕がないこと、夜遅くまで働いている母親の代わりに女の子が弟の世話をしていること、動物園にいつか連れて行ってあげようと思うものの「仕事の関係上、そんなめどすらたない」こと、弟の誕生日に女の子はぜひ動物をみせてあげたかったのだろうこと、などが記されており、「子供の心を察して、中に入れてくださった暖かいお気持ちに心から感謝いたします」「私達親子にひとときの幸福を与えてくださったあなた様のことは、一生忘れることはない」と記されていた。しかし、元さんにはもう一通、園の上司から「解雇処分の通告」という「手紙」も届く。元さんは二通の手紙を前に「子供たちに何事もなくてよかった。私の無責任な判断で、万が一事故にでもなっていたら」「この年になって初めて考えさせられることばかりです」と言い残して職場を去っていった。

以上がこの資料の概要である。

この読み物資料は、「規範の遵守」という価値の感得が優先される構造となっている。この読み物資料が掲載された資料集によれば、この資料の「ねらい」は、「秩序と規律のある社会を実現するために、社会の一員として自らに課せられた義務を確実に遂行しようとする態度を育てる」ことである。また、「元さんが幼い姉弟を思いやるとった行為は、母親から感謝されることになったが、それは規則を破り、なおかつ動物園の職員に多大な迷惑をかけ秩序を乱す行為であった」「規則は、時として個人に対して非情なまでに冷酷な姿を見せるが、それを前向きに受けとめることのできた元さんの生き方から考えさせることが大切」という文言が授業展開例に記され

ている。以上から、結末の「解雇処分」は「非情なまでに冷酷」ではあるが、それを元さんが受け入れることへの生徒の共感的理解を通して、「秩序と規律ある社会」の重要さを強く印象づけようとする資料の構造が比較的容易に確認できるだろう〔文部省, 1997〕。この資料構造では、元さんへの処分の厳しさと姉弟や母親からの感謝との落差が、結果として資料のねらいを強く印象づける効果をもたらす。

しかし、この資料には、既存の労働法令解釈との祖語を来す理解に生徒を導く疑いがないだろうか。元さんは「解雇処分の通告」を受けて、その日をもって職場を去ったことになっているので、ここでの「解雇処分」は懲戒解雇である印象を与える。しかしそうだとすると、元さんの行為は、「窃盗、横領、傷害など刑法犯」「賭博、風紀紊乱などにより職場規律を乱し、他の労働者に悪影響を及ぼす」「採用条件の要素となるような経歴を詐称」「原則として二週間以上正当な事由なく無断欠勤し、出勤の督促に応じない」などと行政解釈に例示された懲戒解雇処分に該当するほど「重大かつ悪質」であった、ということになる〔金子・龍井, 2004: pp.93-95〕。細部の記述があいまいなので不明確だが、いわゆる「論旨解雇」の手続きがとられ、元さんは自身の行為を反省して早々に職場を去った、とも読みとれなくはない。しかしそうだとすると、「勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがない」〔厚生労働省, 2013〕といった解雇要件に該当する行為を元さんが犯した、とは見なしえないだろう。つまり、この読み物資料は、社会規範遵守を強調するために既存法令や通達を軽視（無視）するという、倒錯した構図のもとに成立しているのである¹¹。この資料構造を受け入れることにより、「些細な規律違反でもクビになってしまうのでどんな規則も遵守する」といった、適切とは言い難いメタメッセージが生徒に伝えられかねないという疑念が、筆者の誤解にすぎないならば幸いである。

先述したように、この読み物資料は、2014年に刊行された『私たちの道徳 中学校』にも収録されている。ただし、上述してきた「解雇処分」という記述は「懲戒処分」に変更され、元さんは停職処分を受けたのち自主退職したことになっている〔文部科学省, 2014: p.144〕。ここまでの検討で指摘した問題点が作成者によって意識された、ということかもしれない。しかし、上述したような資料構造自体が問題をはらんでおり、改善は限定的なものにとどまらざるをえないように思われる¹²。

上述した法令適用以上に、この資料の登場人物の描き方には問題があろう。元さんの働きぶりは「誰もが感心するものだった」とされているが、そのことは説得的に描かれているか、という問題である。かなり長期間入園係として働いていたはずの元さんは、今回と似たような事態に過去一度も遭遇しなかったのだろうか。あるいはまた、規則遵守しつつ幼い姉弟の思いをくむ方策、たとえば別な日に自ら案内してあげるといった行為は思いつかなかったのだろうか。その場での姉弟への「思いやり」（というより、過剰な感情的思い込みとしたほうが適切かもしれない）によって、職はもちろん退職金などもすべて失うようなリスクを犯す元さんは、「誰もが感心する」働き手として実在するようなリアリティを持っていると、はたして言えるのだろうか。

一般に、道徳授業における読み物資料では、登場人物のあり方について、生徒が自らの問題として受け止めることが求められる。多くの読み物資料では、人物の心情を想起させ共感させること（心情的共感）により、自らの問題として受けとめさせることをねらって作成されている。この資料も例外ではない¹³。しかし、そのような種類の読み物資料では、登場人物の実在性に生徒

が疑問を感じることや、ねらいに基づく共感以外の可能性を思いついた場合の発言などは基本的に想定していない。その結果、道徳授業という場における教師の意図の先読み、あるいは建て前的な発言の蔓延する授業に陥っていく可能性も従来指摘されている。そういった観点からすれば、元さんが姉弟を前にしてどう行動すればよかったのかを考えさせるような授業展開をとることで、単純に規範遵守に誘導しようとする展開を改善できる可能性もありうるかもしれない。しかしだからといって、藤田らが数十年前に指摘している、心情主義的な読み物資料の問題性が許容されることにはならないだろう。

5. 小括

ここまで、義務教育段階における「道徳の時間」の主要な指導方法が読み物資料の利用となった経緯と要因について検討してきた。また、現在の「道徳の時間」で用いられている代表的な読み物資料をとりあげ、その内容検討を通して読み物資料を利用した指導方法の特徴と問題について確認した。

62年前後に、いわば消去的に選ばとられた「読み物の利用」という道徳指導方法は、単一の価値感得をねらう展開のあり方も含め、多くの問題が指摘されてきた。にもかかわらず、未だに指摘されたものと同種の問題を抱えたまま実践で使用されているように思われる。

一方、近年では林泰成や柳沼良太などにより、新しい指導方法が積極的に試みられ始めている [林, 2013] [柳沼, 2012]。また、応用倫理学の立場からも興味深く魅力的な資料などが提案されている [児玉, 2013]。これらの動向の特徴や課題をふまえて、より充実した多様な道徳指導（「道徳の時間」を含めた）が展開されることは望ましいことであろう。筆者としてはこのような動向に関心を持ち続けたい。また、読み物資料の利用をふくめて、単一の価値追求と心情的誘導を手法とする指導方法の批判的検討を今後も深めたいと考えている。

注

1. 教育課程審議会が58年3月15日に「道徳の時間」の特設が適切とした答申を提出した後、同月18日に文部事務次官通達の別紙として公表された。この一部が、同年8月末に、小学校・中学校の学習指導要領として転載された。現在では、このような実施過程は「性急」 [上蘭2011、p.63]）であったとの評価が定着している。
2. 栗加均による記事など、「道徳の時間」を推進し指導した中心人物たちの定式化された指導過程を概観したものは少数存在する。 [栗加, 1997]
3. 当時の教育課程審議会は、「政府「御用審議会」の代表」（『現代教育史事典』東京書籍2001年p.201）とも認識されていた。引用した諮問においても、その内容をほぼ全面的に答申に反映している。また、諮問文にみられる「道徳の指導資料」については、1964年3月14日に刊行・発送されている（「文部省の会議・行事等から」『文部時報』第1041号、1964年5月、p.57などを参照）。その予算措置は1962年度予算に計画・請求されていたことになり、読み物資料重視にいたる時期推測の傍証となるだろう。
4. 以下の検討は、 [文部省,1958] による。
5. No.97 (1958年5月)に「道徳教育と読み物の利用」が掲載された（筆者 九州大学教授 阪本一郎）。後述のように、同号には深川恒喜による「道徳」の読み物教材について」も掲載されている。その後、

No.98に「視聴覚教材の利用」(大内茂男 東京教育大学講師)、No.99「劇化」(鈴木清 東京教育大学教授)、No.100「話し合い」(木川達爾 東京都教育庁指導主事)、No.104「教師の世話」(滑川道夫 成蹊学園教育研究所長)、No.105「道徳教育における実践活動」(遠藤五郎 港区立三光小学校長)が掲載されている。

6. ここでいう「価値の内面化」は、倫理学・道徳教育研究者で、「道徳の時間」特設にあたって強い影響力をもった勝部真長の理論に依拠している[勝部, 1959] [行安・廣川, 2012 : p.98]。
7. 青木は、1960年代後半以降、「道徳指導の基本過程」(いわゆる「基本型」による道徳授業)を定型化し、教科調査官としての指導を通してそれを広く普及させたことで知られている[永田, 2012, pp.257-260]。
8. 1950年代末から60年代は、テレビなどの視聴覚機器と、それを利用した学校放送が急速に普及した時期である。しかし、調査結果によれば、道徳授業において学級ごとの視聴覚機器利用が頻繁になるのは、各教室に一台のテレビが設置されるようになる70年代に入ってからのことである[小平, 2014]。
9. 内海巖は1962年2月の『中等教育資料』で、「従来の教育課程におけるホームルームないし学級を中心として行われてきた生活指導の形態」が「道徳の時間」の代替として実施されていたことを批判した後、「このような形態におけるホームルームや学級は、改訂教育課程の完全実施を迎える、昭和37年度以降においては、制度的に存在しなくなる」と述べている[内海, 1962 : p.16]。
10. 『道徳教育』(明治図書出版) 2013年6月号では「定番資料」の特集をしており、中学校の指導資料で「二通の手紙」が取りあげられている。
11. 私見では、このような構造には、疑似科学や偽史が道徳資料として用いられることと共通する問題が伏在しているように考えている。その検討は今後の課題としたい。
12. 停職あるいは出勤停止処分は、実際上一週間から15日の場合が多く、その後の労働契約も維持されることから、「懲戒処分の極刑」である懲戒解雇よりも明らかに軽い処分である[菅野, 2014 : pp.370-371]。ただし、この資料構造によるかぎり、処分が軽いことは規範遵守を印象づけることを困難にさせる効果をもつことになろう。
13. たとえば、元さんに子どもがないという設定は、姉弟への過剰ともいえる「思い」を生徒に納得させるねらいがあると推測できる。

文献一覧

- 青木孝頼, 1959, 「道徳の時間」印象記 一小学校一 指導方法について『文部時報』第984号。
- 青木, 1961, 「学級(会)活動と道徳の時間」『道徳の時間』明治図書, No.5。
- 荒木満寿夫, 1962, 「教育課程審議会総会あいさつ」『文部時報』第1024号。
- 飯田芳郎, 1959, 「中学校「道徳の時間」あれこれ 内面化と生活化の関係を」『文部時報』第985号。
- 伊勢孝之, 1992, 「道徳授業の問題点 一基本型をめぐる一」『山形大学紀要(教育科学)』第10巻第3号。
- 上田薫, 1960, 『道徳教育の理論』明治図書出版。
- 内海巖, 1962, 「道徳の時間の展望 その3 生活指導論との対決」『中等教育資料』1962年2月。
- 岡本駿一郎, 1961, 「道徳の時間と学級(会)活動の実際 計画の比較対照から」『道徳の時間』明治図書, No.5。
- 勝部真長, 1959, 「特集：特設道徳批判を批判する 建設的・生産的批判を」『現代教育科学』明治図書, 8号。
- 勝部, 1961, 「生活指導と道徳の時間」『中等教育資料』No.114。
- 金子雅臣・龍井洋二, 2004, 『「解雇・退職」対策ガイド』緑風出版。
- 上蘭恒太郎, 2011, 『連想法による道徳授業評価』教育出版。
- 教育課程審議会, 1963, 答申「学校における道徳教育の充実方策」。
- 栗加均, 1997, 「道徳指導過程の変遷」『道徳教育』明治図書出版NO.454。
- 厚生労働省, 2013, 「モデル就業規則(平成25年4月1日)」

- <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/model/dl/model.pdf> : 2014/11/1 閲覧。
- 小平さち子, 2014, 「調査60年にみるNHK学校教育向けサービス利用の変容と今後の展望」
NHK 放送文化研究所年報2014年, <http://www.nhk.or.jp/bunken/research/title/year/2014/pdf/003.pdf> : 2014年11月20日閲覧。
- 児玉聡, 2013, 『マンガで学ぶ生命倫理』化学同人。
- 坂本一郎, 1958, 「道德教育指導法講座 (一) 道德教育と読物の利用」文部省『初等教育資料』NO.97。
- 菅野和夫, 2005, 『労働法 第七版』弘文堂。
- 東京都足立区立第九中学校, 1959, 「道德教育における道德、学級活動 (ホームルーム) 社会科の関連について」『中等教育資料』Ⅶ-4。
- 内藤善三郎, 1959, 「初等・中等教育の諸問題 ★全国都道府県教育委員会指導事務主管部課長会議★」『文部時報』第983号。
 , 1962, 「当面する教育の諸問題と将来の方向」『文部時報』第1016号。
 , 1982, 『戦後教育と私』毎日新聞社。
- 永田繁雄, 2012, 「資料中心の道德教育」行安茂・廣川正昭編『戦後道德教育を築いた人々と21世紀の課題』教育出版。
- 林泰成, 2013, 『モラルスキルトレーニングスタートブック』明治図書出版。
- 深川恒喜, 1958, 「「道德」の読物教材について」『初等教育資料』NO.97。
- 藤田昌士, 1985, 『道德教育—その歴史・現状・課題』エンデル研究所。
- 堀江宗正, 2000, 「道德教育の現在」(講義録) <http://homepagel.nifty.com/norick/gakugei2000s.html> : 2008/3/15閲覧。
- 松下良平, 2002, 『知ることの力—心情主義の道德教育を超えて』勁草書房。
- 宮田丈夫, 1975, 『著作集 I』明治図書出版。
- 文部省, 1958, 「道德実施要綱 (小・中学校) 全文」『文部時報』966号。
 , 1997, 『道德教育推進指導資料 (指導の手引 6) 中学校社会のルールを大切に作る心育てる』。
- 文部科学省, 2014, 『私たちの道德 中学校』廣濟堂あかつき出版。
- 柳沼良太, 2012, 「「生きる力」を育む道德教育」慶應義塾大学出版会。